

函館市港湾施設等管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 3 月 3 0 日

函館市長 大 泉 潤

函館市規則第 4 4 号

函館市港湾施設等管理規則の一部を改正する規則

函館市港湾施設等管理規則（平成 1 2 年函館市規則第 5 8 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の次に次の 1 条を加える。

（条例第 1 1 条第 2 項の市長が定める港湾施設）

第 4 条の 2 条例第 1 1 条第 2 項の市長が定める港湾施設は、函館クルーズターミナルとする。

第 9 条中「前条第 7 号」を「前条第 6 号」に改める。

附 則

この規則は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 9 条の改正規定は、公布の日から施行する。